

規則の案の概要

1 規則の案の名称

静岡市契約規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 改正の趣旨

静岡市が電子契約を導入することで、DXを促進させ、電子契約利用者（事業者）の電子契約の利用機会を増やし、契約事務手続きの簡略化、経費削減、利便性の向上を図ることを目的に、静岡市において、令和5年10月1日からの電子契約の導入に向けて電子署名を可能とするため、静岡市契約規則の一部改正を行う。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

現在の契約締結において、第31条第1項に「落札者及び競落者は、落札または競落の通知を受けたときは、その日から7日以内(普通財産の売払いにあつては、15日以内)に記名押印した契約書を市に提出しなければならない」としているが、「記名押印」の次に、「又は電子署名」を追加することで、電子署名を可能とする。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年10月1日